

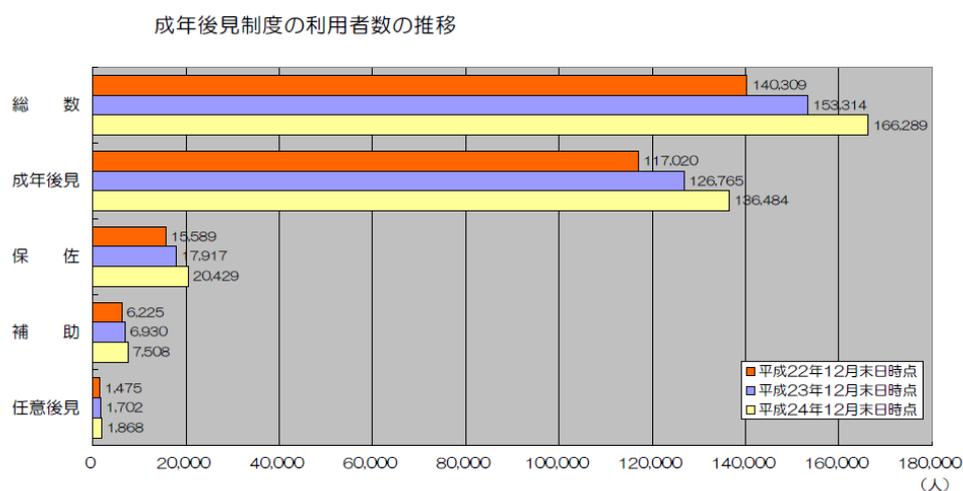
成年後見制度

1. 成年後見制度とは

成年後見制度とは、成人であって判断能力の不十分な人について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選任することで、本人を法律的に支援する制度です。認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などがその対象者となります。

高齢者に多い認知症の人は約 305 万人（介護保険を利用していない認知症の人を含めると 462 万人にのぼると言われています）、知的障害者は約 55 万人、精神障害者は約 320 万人で、成年後見人制度の対象者の総合計は、増加傾向にあります。

成年後見制度の利用者数も、年々増加しています（下表参照）。

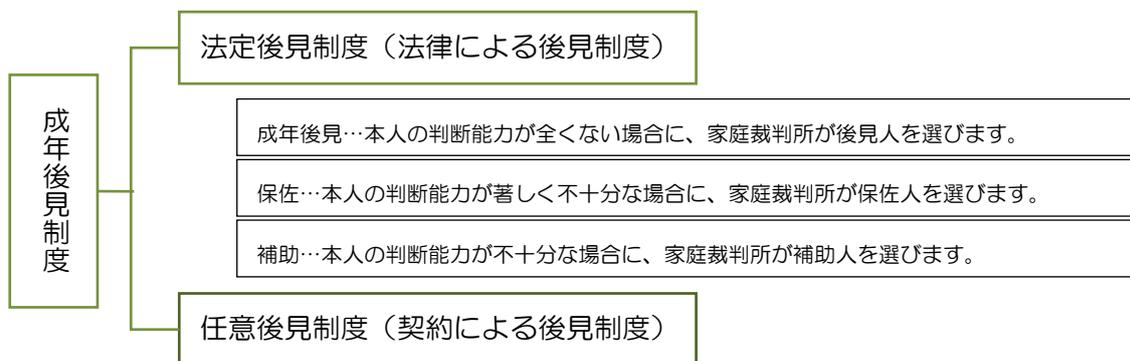


（注1） 成年後見制度の利用者とは、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判がされ、現に成年後見人等による支援を受けている成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに任意後見監督人選任の審判がされ、現に任意後見契約が効力を生じている本人をいう。

（注2） 成年後見制度の利用者数は、平成22年から調査を開始した。

（最高裁判所事務総局家庭局 資料「成年後見関係事件の概況 平成24年1月～12月」より抜粋）

（1）成年後見制度の類型



①法定後見制度

判断能力が不十分な者について、家庭裁判所の審判により、援助者として成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が選任される制度です。本人の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの制度を利用できます。

| | | 後見 | 保佐 | 補助 |
|-------------------|---------------|--------------------------------------|--|--|
| 対象となる人 | | 判断能力が全くない人 | 判断能力が著しく不十分な人 | 判断能力が不十分な人 |
| 申立てができる人 | | 本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など | | |
| 申立てについての本人の同意 | | 不要 | 不要 | 必要 |
| 医師による鑑定 | | 原則として必要 | 原則として必要 | 原則として不要 |
| 成年後見人等の権限 | 必ず与えられる権限 | ・財産管理についての全般的な代理権、取消権（日常生活に関する行為を除く） | ・特定の事項(※1)についての同意権、取消権（日常生活に関する行為を除く） | — |
| | 申立てにより与えられる権限 | — | ・特定の事項(※1)以外の事項についての同意権(※2)、取消権（日常生活に関する行為を除く） ・特定の法律行為(※3)についての代理権 | ・特定の事項(※1)の一部についての同意権(※2)、取消権（日常生活に関する行為を除く） ・特定の法律行為(※3)についての代理権 |
| 制度を利用した場合の資格などの制限 | | 医師や弁護士、社労士等の資格や会社役員、公務員等の地位を失う | | |

※1 民法13条第1項に掲げられている借金、訴訟行為、相続の承認や放棄、新築や増改築などの事項をいいます。

※2 本人が特定の行為を行う際に、その内容が本人に不利益でないか検討して、問題がない場合に同意（了承）する権限です。保佐人、補助人はこの同意がない本人の行為を取り消すことができます。

※3 民法13条第1項に掲げられている同意を要する行為に限定されません。

【 民法13条第1項 】

被保佐人が次に掲げる行為をするには、その保佐人の同意を得なければならない。ただし、第9条ただし書に規定する行為については、この限りでない。

- ①元本を領収し、又は利用すること。
- ②借財又は保証をすること。
- ③不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること。
- ④訴訟行為をすること。
- ⑤贈与、和解又は仲裁合意（仲裁法（平成15年法律第138号）第2条第1項に規定する仲裁合意をいう。）をすること。
- ⑥相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をすること。
- ⑦贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、又は負担付遺贈を承認すること。
- ⑧新築、改築、増築又は大修繕をすること。
- ⑨第602条に定める期間を超える賃貸借をすること。

「成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者」は取締役及び監査役となることができない（会社法第331条1項1号・2号、335条1項）

②任意後見制度

委任者本人に判断能力がある段階で、将来、判断能力が不十分となった場合に備えて、任意後見人候補者との間で、委任事項等を決めて公正証書により契約を締結しておきます。

判断能力が不十分になった段階で、裁判所に任意後見監督人の選任審判の申立てをし、監督人の選任により任意後見契約が発効します。

法定後見との違いは、重要な法律行為の同意権や取消権の設定ができないことや、保佐・後見開始審判による資格制限等がない点です。

【 見守り契約 】

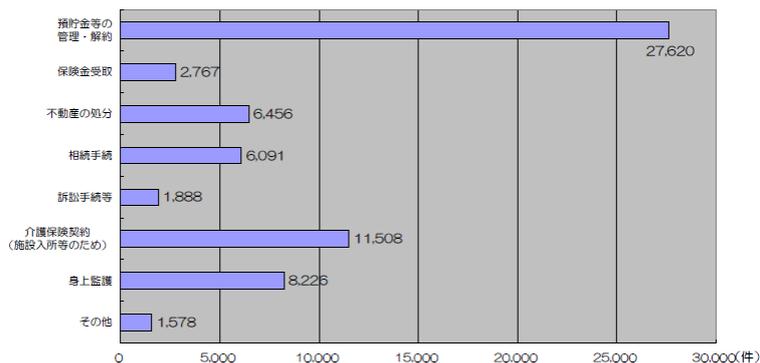
任意後見契約が効力を生ずるまでの間、定期的な連絡や訪問により意思疎通を確保し、受任者が本人の生活状況及び健康状態を把握して本人を見守ることを目的とした契約です。任意後見契約をスタートさせる時期を相談したり、判断してもらった際に有用で、任意後見契約をしてから数十年間受任者と会わないといったようなことを防ぐことができ、信頼関係を継続させることができます。

一般的には、任意後見契約締結時に見守り契約も締結します。

(2) 申立て

成年後見制度を利用するためには、本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申立てます。

主な申立ての動機別件数



(3) 申立ての流れ

下図のような手順で進行します。通常、申立てから2～3ヵ月程で審判となります。



(家庭裁判所 資料「成年後見制度を利用される方のために」より抜粋)

①申立人調査、後見人等候補者調査など

東京家庭裁判所では、申立てをする際、申立ての予約が必要です。また、申立ての当日に、申立人及び成年後見人等候補者が、詳しい事情を説明します。ここでは、申立時に提出する申立事情説明書等に基づ

づいて判断能力や親族の意向の確認が行われたり、後見人等候補者事情説明書に基づいて適格性に関する事情等の確認等が行われます。申立ての際に十分な確認ができなかった場合は、後日改めて家庭裁判所に出向いたり、追加資料の提出が必要な場合があります。

②本人調査

成年後見制度では、本人の意思を尊重するため、申立ての内容などについて家庭裁判所が本人から直接意見を聴くことがあります。本人調査の際は、本人が家庭裁判所に出向くことになります。ただし、入院や体調等によって出向くことが困難な場合は、家庭裁判所の担当者が入院先等に直接来て意見を聴きます。

なお、補助開始の場合や、保佐開始で代理権をつける場合は、本人の同意が必要となりますので、本人調査の手続の中で同意の確認も行われます。

③親族への意向照会

家庭裁判所は、審理の参考とするため、本人の親族に対して、書面等により申立ての概要及び成年後見人等候補者の氏名を伝え、これらに関する意向を照会する場合があります。

④鑑定

鑑定とは、本人に判断能力がどの程度あるかを医学的に判定するための手続です。申立時に提出する診断書とは別に、家庭裁判所が医師に鑑定依頼をする形で行われます。ただし、親族からの情報や診断書の内容などを総合的に考慮して本人の判断能力を判断できる場合は、鑑定が省略されることもあります。

⑤審理・審判

鑑定や調査が終了した後、家庭裁判所は後見等の開始の審判をし、併せて最も適任と思われる人を成年後見人等に選任します。複数の後見人等を選任することもあります。また、監督人を選任する場合があります。保佐や補助開始の場合には、必要な同意権（取消権）や代理権も定めます。

⑥審判確定と登記

審判書が成年後見人等に届いてから、2週間以内に不服申立てがされない場合は、後見等開始審判の法的な効力が確定します。審判に不服がある申立人や利害関係人は、この2週間の間に不服申立ての手続をすることができますが、「誰を成年後見人等に選任するか」という点については不服申立てをすることができません。

2. 成年後見人等の仕事

(1) 共通すること

成年後見人等は、申立てのきっかけになったことが終わった後も、本人を法的に保護しなければなりません。

本人の財産管理は、本人の利益を損なわないよう元本が保証されたものなど安全確実な方法で行うことが基本です。成年後見人等が本人の財産を投機的に運用することや自らのために使用すること、親族などに贈与・貸付をすることなどは原則として認められません。本人の財産から支出できる主なものは、本人自身の生活費のほか、本人が第三者に対して負っている債務の弁済金、成年後見人等がその職務を遂行するために必要な経費、本人が扶養義務を負っている配偶者や未成年の子などの生活費

などです。それ以外のものについて、本人の財産からの支出が一切認められないというわけではなく、例えば、身内や親しい友人の慶弔の際に、常識的な金額の範囲内で支払う祝儀や香典等については、本人の財産の中から支出してもよいと判断される場合が多いでしょう。

(2) 成年後見人の主な職務

成年後見人は、本人の財産の全般的な管理権とともに代理権を有します。つまり、本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、財産を適正に管理し、必要な代理行為を行っていきます。そして、それらの内容がわかるように記録しておくとともに、家庭裁判所に報告しなければなりません。

<具体的な業務>

- ①病院などの受診、医療・入退院などに関する契約、費用支払い
- ②本人の住居の確保に関する契約、費用支払い（現に居住している住居）
- ③福祉施設などの入退所・通所に関する契約、費用支払い
- ④公訴公課・公共料金などに関連する必要な手続き、契約、費用支払い
- ⑤社会保障給付（諸手当・年金・生活保護等）に関連した申請、手続きなど
- ⑥保健・福祉・介護サービスに関連した必要な申請、契約、費用支払い
- ⑦教育・リハビリテーション・就労・余暇活動・文化的活動などの社会参加に関する契約、費用支払い
- ⑧上記①～⑦に関連する事務上の異議申立て、訴訟行為

<上記業務に付随して発生する事実行為>

- ①定期的訪問による本人の心身状態、生活状況、社会参加に対する希望の把握ならびに意思確認
- ②本人の住居の確保のための情報収集ならびに本人の意思確認
- ③福祉施設などを決定するための情報収集ならびに本人の意思確認
- ④保険・福祉・介護サービス内容に対する監視・監督行為
- ⑤本人をとりまく支援関係者との状況確認・連絡・調整
- ⑥その他契約通り履行されているかなど追跡調査

(3) 保佐人の主な職務

保佐人の主な職務は、本人の意思を尊重し、かつ本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に対し適切に同意を与えたり、本人に不利益な行為を取り消すことです。特定の行為について、代理権を行使する場合があります。そして、それらの内容について家庭裁判所に報告しなければなりません。代理権付与の申立てが認められれば、その認められた範囲内で代理権を有し、これに対応した限度で本人の財産の管理権を有することになります。

(4) 補助人の主な職務

補助人の主な職務は、本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に対し適切に同意を与え、本人の行為の取消権又は代理権の行使をすることです。そして、それらの内容について家庭裁判所に報告しなければなりません。

代理権付与の申立てが認められれば、認められた範囲内で代理権を有し、これに対応した限度で本人の財産の管理権を有することになります。

(5) 仕事の状況を家庭裁判所に報告

家庭裁判所から後見事務の報告の求めがあった場合、家庭裁判所の指示に従って報告書を提出します。通常1～3年に1回程度です。

(6) 家庭裁判所の許可が必要な場合

成年後見人等が次の行為をする場合は、事前に家庭裁判所の許可が必要となります。

① 居住用不動産の処分

本人の居住用不動産について、売却・賃貸・抵当権の設定のほか、建物を取り壊したり、賃借物件であるときは賃貸借契約の解除をする場合などには、「居住用不動産の処分許可の申立て」が必要です。

② 利益相反行為

本人と成年後見人等がいずれも相続人である場合に遺産分割協議をしたり、成年後見人等が本人所有の不動産を買い取る等、本人と成年後見人等との間において利益が相反する場合、「特別代理人(臨時保佐人、臨時補助人)の選任の申立て」が必要です。

③ 報酬の請求

成年後見人等が本人の財産から一定の報酬をもらう場合、「報酬付与の申立て」が必要です。将来の報酬を前もって請求することはできません。また、家庭裁判所が決めた報酬額に不満があったり、報酬が認められなかったとしても、不服の申立てはできません。

なお、成年後見人等の報酬額のめやすは以下のとおりです。

成年後見人が、通常の後見事務を行った場合の報酬のめやす(保佐人、補助人も同様)

◆基本報酬月額…2万円

ただし、管理財産額が高額な場合は以下のとおり

・管理財産額 1,000万円～5,000万円以下 …… 月額 3～4万円

・管理財産額が5,000万円を超える場合 …… 月額 5～6万円

◆付加報酬…成年後見人等の後見等事務において、身上監護等に特別困難な事情があった場合、上記基本報酬額の50%の範囲内で相当額の報酬が付加される。

(「成年後見人等の報酬額のめやす」東京家庭裁判所立川支部 平成25年1月1日 より)

※任意後見人の報酬は、任意後見契約に定めた額となります。

(7) 不正な行為等

成年後見人等に不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適さない事由があるときには、家庭裁判所が解任することがあります。また、これとは別に、不正な行為によって本人に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければなりません。さらに悪質な場合には、業務上横領罪等の刑事責任を問われることがあります。

3. 成年後見人等の選任

成年後見人等になるには特別な資格は必要ありません。後見等開始の申立てをする際に、後見人等の候補者を記載することはできませんが、成年後見人等には、家庭裁判所が、本人のために適任と認められた者を選任する仕組みです。申立て時の後見人等候補者が、そのまま選任されるケースもあれば、別の後見人が選任されるケースもあるということです。なお、後見人になることができるのは自然人に限らず、法人でもなることができます。

【 後見人等になることができない人(民法847条) 】

①未成年者 ②家庭裁判所に解任された法定代理人(成年後見人等)・保佐人・補助人

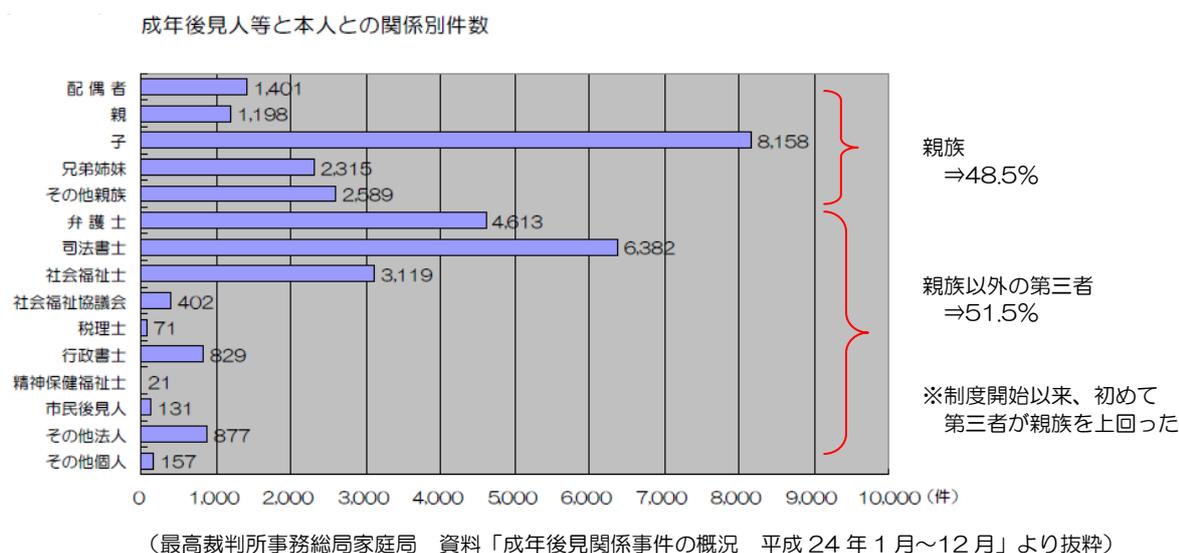
③破産者で復権していない人 ④被後見人に対し訴訟をし、またはした者およびその配偶者並びに直系血族 ⑤行方不明者

【 後見人等候補者以外の者を選任したり、成年後見監督人等を選任する可能性があるケース 】

- ①親族間に意見の対立がある場合
- ②流動資産の額や種類が多い場合
- ③不動産の売買や生命保険金の受領など、申立ての動機となった課題が重大な法律行為である場合
- ④遺産分割協議など後見人等と本人との間で利益相反する行為について後見監督人等に本人の代理をしてもらう必要がある場合
- ⑤後見人等と本人との間に高額な貸借や立替金があり、その清算について本人の利益を特に保護する必要がある場合
- ⑥従前、本人との関係が疎遠であった場合
- ⑦賃料収入など、年によっては大きな変動が予想される財産を保有するため、定期的な収入状況を確認する必要がある場合
- ⑧後見人等と本人の生活費等が十分に分離されていない場合
- ⑨申立て時に提出された財産目録や収支状況報告書の記載が十分でないなどから、今後の後見人等としての適正な事務遂行が難しいと思われる場合

(1) 後見人の担い手

成年後見人の担い手は、親族の場合とそれ以外の第三者の場合があります（下表参照）。



①親族後見人

成年後見制度がスタートした平成 12 年には、家庭裁判所が選任した後見人のうち約 90%が親族でしたが、この割合は年を追うに従って低下しています。この背景には、近時における親族関係の希薄化、親族自身の高齢化、本人の資産をめぐる親族間の紛争の深刻化等が要因となって、後見人として選任すべき親族が見当たらない事案や親族を後見人に選任するのが相当でない事案が増加しているという事情が存在します。

②第三者後見人

(ア) 専門職後見人

親族後見人以外の後見人を総称して第三者後見人と呼びます。その中でも、専門職従事者（いわゆる士業）による第三者後見人を専門職後見人と呼んでいます。

(イ) 市民後見人

第三者後見人のうち、専門資格を持たない人を市民後見人と呼んでいます。これらの人達の多くは、職業経験や社会経験を積んだ中高齢者で、一部の自治体や社会福祉協議会、民間のNPO法人などが実施する成年後見人養成講座を受講した人達です。このほか、文科省の委託を受けて実施された大学での講座の修了者も含まれています。市民後見人が選任される事案は、さほど多く

ありませんが、親族間に紛争等がなく、本人の有する財産がそれほど多額ではない事案について選任されています。

(2) 成年後見人等の推薦

後見等開始の申立ての際に後見人等の候補者がいない場合や、候補者がいても別の後見人等を選任する必要がある場合もあります。このような場合、家庭裁判所は、予め後見人等として推薦を受けている人に、選任の打診をする場合があります。専門職団体等が家庭裁判所に対して候補者を推薦し、受任可能な人の名簿を予め家庭裁判所に提出しているため、名簿に記載された人の中から選任することがあるのです。名簿には、誰でも登載されるのではなく、研修への参加等、各団体がそれぞれ名簿登載要件を定めています。

4. 成年被後見人になると・・・

(1) 成年後見登記制度

後見開始の審判がされたときや、任意後見契約の公正証書が作成されたときに、家庭裁判所または公証人からの囑託によって登記されます。登記事務は法務局で行っており、登記事項証明書の交付を受けることができます。

たとえば、成年後見人が、本人に代わって財産を売買するときや、介護サービス提供契約などを締結するときに、取引相手に対し、登記事項の証明書を提示することによって、その権限などを確認してもらう際に必要となります。

また、成年後見を受けていない人は、登記されていないことの証明書の交付を受けることができます。

(2) 成年被後見人になると・・・

成年後見人が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人または成年後見人が不利益な法律行為を後から取り消すことができます。ただし、自己決定の尊重の観点から、日用品（食料品や衣料品等）の購入など「日常生活に関する行為」については、取消しの対象になりません。

また、印鑑登録が抹消されるほか、医師・税理士等の資格や会社役員、公務員などの地位を失うなど、資格が制限されることもあります。

5. 成年後見制度の利用例

申立ての動機や申立て時の状況は様々ですが、以下に一例を示します。

【 成年後見人 】

本人：70歳代女性

申立て時の状態：認知症、本人が相続人となっている遺産分割の協議が必要だった

後見人としての業務：被後見人を代理して遺産分割協議へ参加、相続手続を行う。

その後、グループホームへの入所手続を行う。

【 保佐人 】

本人：70歳代男性（認知症、要介護2）

申立て時の状態：判断能力の衰えにより金銭管理や部屋の片づけなどができないが出来ない状態

保佐人としての業務：金銭管理、介護サービスの利用契約、医療に関する契約等（代理権付与の申立てを行い、

付与される）。同意権はアパート契約を変更する際に行使。

【 補助人 】

本 人：80 歳代男性

申立て時の状態：判断能力が衰え、リフォーム詐欺等に遭う

補助人としての業務：20万円を超える預貯金の払戻し及び20万円を超える物品の購入又は役務サービスの契約などの締結に関し、補助人の同意を要することとし（同意権付与の申立てを行い審判にて決定）、銀行などに手続をし、詐欺等を未然に防止。

【 任意後見人 】

本 人：60 歳代男性

契約時の状態：自身の所有するアパート管理をしていたが、物忘れがひどくなってきたことから、将来に不安を感じ、任意後見契約を締結（見守り契約も併せて契約）した。

数年後、本人は脳血栓症で倒れ、右半身が麻痺するとともに、認知症の症状が現れアパートを所有していることさえ忘れてしまったため、任意後見監督人選任の審判の申立てを行い、任意後見監督人が選任された。その後、任意後見人は、アパート管理を含む本人の財産管理、身上監護に関する事務を行い、これらの事務が適正に行われているかどうかを任意後見監督人が定期的に監督するようになった。

6. 今後の課題と展望

（1）今後の課題

後見業務に携わる人の多くが直面する問題が、医療同意権の問題です。

一般に後見人等には医療同意権がないと言われてはいますが、実際には何らかの形で対応しなければならないことがあります。たとえば、手術の際の同意について、被後見人が判断能力や意思疎通能力が乏しいにも関わらず、手術の同意がなければ、手術をしてもらえないこととなります。こうした場合に被後見人本人に噛み砕いて説明した上で同意を得、後見人が署名捺印することがあります。

また、死後の事務処理の問題もあります。死亡に伴い、遺体の引き取り、親族への連絡、葬儀、火葬、埋葬、病院への支払い、年金その他の手続等さまざまな死後の事務処理が発生します。厳密に言えば後見人の仕事ではないものも、現実的には後見人が対応せざるを得ない場面があります。

（2）社労士会の取り組みと今後の展望

社会保険労務士が専門職後見人として活躍できるように、検討と整備がされているところですが、こうした取り組みは、埼玉会が先行しています。埼玉会では、平成 20 年までに独自に研修会等を開催し、さいたま家庭裁判所への成年後見人候補者名簿の提出を行い、平成 21 年からはさいたま家庭裁判所から受任の依頼がくるようになり、市町村や地域包括支援センターからの依頼も増加していきました。

平成 22 年には、さいたま家庭裁判所本庁の主任調査官から「さいたま家庭裁判所本庁においては、社会保険労務士は司法書士、社会福祉士と同等に扱う」との通知を受けています。

一方、東京会では、平成 24 年から、成年後見人養成講座を開講し、平成 25 年、東京家庭裁判所へ成年後見人等候補者名簿を提出しました。なお、東京会での名簿登載要件は下記の通りです。

- ①「成年後見人等候補者名簿」への登載を希望していること
- ②東京会主催の成年後見人養成講座または同等と認められる講座の受講修了者であること
（同等と認められる講座…埼玉県社会保険労務士会成年後見人養成研修と東京大学市民後見人養成講座）
- ③社会保険労務士登録後、2年以上を経過していること
- ④会費の滞納がないこと
- ⑤成年後見業務担保保険に加入していること
- ⑥2年ごとの更新研修を受講していること
- ⑦倫理研修を受講していること

※名簿登載要件は、東京会独自のもので、先行して実施した埼玉会の要件とは異なります。

成年後見業務に力を入れる場合、家庭裁判所や地域包括支援センター等との関係強化が大切です。家

庭裁判所に対するアプローチとしては、前述の成年後見人等候補者名簿へ登載することが必須です。また、地域との関係においては、地域包括支援センターへのアプローチが重要であると言えます（センターを経由する市町村長申立てが増加しているため）。

個人的なルートとしては、顧問先の会社の経営者の後継者問題や相続問題、年金相談等を通して任意後見制度を勧める場面も出てくるかもしれません。

成年後見制度は、虐待や、悪質商法の被害、振り込め詐欺の被害等を防ぐ点でも有用ですし、後見人等としての業務を通じて被後見人やその家族の、人生のさまざまな場面において有益な助言ができる可能性があります。

今後ますます社会的需要も増していくことが考えられますし、社会貢献という観点からも、積極的に関わっていくことが求められています。



お問い合わせはこちらまで



柚木社会保険労務士事務所

Yunoki Labor and Social Security Attorney

〒171-0021

東京都豊島区西池袋 3-21-13-1011

TEL : 03-5953-2871 FAX : 03-5953-2872

業 務 内 容

- ◆労働保険の年度更新 ◆算定業務
- ◆各種助成金の申請 ◆給与計算
- ◆従業員の入退社に伴う人事・労務管理
- ◆就業規則作成 ◆安全衛生管理
- ◆個別労働関係紛争の解決
- ◆その他行政対応 ◆年金相談